

平成30年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年12月6日(木)

議事日程(第3号)

平成30年12月6日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
4番	諏訪一則	議員	5番	藤田謙二	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	13番	茅根猛	議員
14番	川又照雄	議員	15番	後藤守	議員
16番	黒沢義久	議員	17番	高木将	議員
18番	宇野隆子	議員			

欠席議員

3番 菊池勝美 議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
西野千里	総務部長	綿引誠二	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
武藤範幸	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	根本康弘	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	弓野政人	農業委員会事務局長
柴田道彰	秘書課長	根本勝則	総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之事務局長 鴨志田智宏 次長兼議事係長
小林博則 総務係長

午前10時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。

3番菊池勝美議員、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○成井小太郎議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） おはようございます。公明党の深谷渉でございます。それでは、発言をさせていただきます。

今年相次いだ自然災害からの復旧復興費用などを盛り込んだ国の2018年度補正予算が11月7日に成立をいたしました。この補正予算の総額は9,356億円で、公明党は被災者の生活、なりわい再建や公立小中学校の普通教室にエアコンを設置するための費用など、強く要望してまいりました。

具体的には、西日本豪雨を初め、相次いだ自然災害からの復旧復興費用として、合計7,275億円が計上され、これには災害廃棄物処理のための費用やグループ補助金による中小企業の再建、関西国際空港連絡橋の復旧支援のほか、学校施設の災害復旧などが含まれております。学校の緊急安全確保対策には1,081億円が盛り込まれ、このうち熱中症対策として、公立小中学校などの普通教室全てにエアコンを設置するための822億円が充てられております。対象は、未設置の約17万教室となっております。

本市でも、今定例会で学校の教室にエアコンを設置するための費用が補正予算化され、審議をされます。既に9月の定例会で予算化した自治体も多く、本市でもしっかりと計画され、体制が整えられるようにしなければならないと考えているところでございます。

それでは、質問に入ります。

初めに、森林環境譲与税の問題についてでございます。森林環境譲与税はまだ仮称でございますので、以下、仮称を除いて発言させていただきます。

今年の通常国会における森林関連法令の見直しによって、5月に新たな森林管理制度が創設され、この制度が来年度から施行されることを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されます。

森林環境税が実際に課税されるのは6年後でございますけれども、森林環境譲与税は、譲与特別会計における借入れにより、先に来年度から地方自治体に譲与されます。借入金は、5年後からの森林環境税の税収の一部で確実に償還されるとのことでございます。

森林環境譲与税は、数年おきに段階をもって200億円から300、400、500、600億円と増額される予定ですが、当面、来年度に本市に譲与される金額についてお伺いをいたします。また、譲与される森林環境譲与税使途の使い道について、本市ではどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

続きまして、新たな「森林経営管理法」についてでございます。

先ほど少し触れましたが、5月に「森林経営管理法」が成立をいたしました。同法が、荒廃が進む私有林は行政が借り上げて、意欲のある林業経営者に貸し出す新たな森林管理システム、森林バンクの創設が柱となるようでございますけれども、来年4月にスタートする、この「森林経営管理法」が導入された理由とそのポイントに関して、ご所見をお伺いをいたします。

続きまして、当該システム導入に向けての本市の取り組みについてでございますけれども、今年の3月定例会においてこの問題に少し触れましたが、今回の「森林経営管理法」は各市町村自治体に大きな負担がかかってくるのではないかと考えております。

そこで、8カ月が経過しましたが、来年度に向け、本市としてどのような取り組みがなされてきたのかお伺いをいたします。

続きまして、読書の推進についてでございます。

言葉は自分と他者をつなぐツールでございます。分断や憎悪をあおる言葉がはびこる現代社会にあつて、理解と協調を生み出す力もまた言葉にはあります。良書に学ぶ意義の1つがこの点にあります。

気がかりなのは、文化庁の世論調査で「日本語を大切にしている」と答えた人の割合が、同じ質問をした3年前の約79%から、今年は約65%に大きく減少したことでございます。また、全国図書館協議会が先月発表した調査で、今年の5月の1カ月間に本を1冊も読まなかった高校生の割合は55.8%に上り、読書離れが依然と改善されていない実態も続いております。公立図書館には、知の拠点として地域の文字・活字文化を推進し、住民が自らの世界を広げる良質な一書に出会える機会をできるだけ増やしてもらいたいと願うものでございます。

そこで、現在の本市の読書推進の活動の取り組み内容とその成果についてお伺いをいたします。

続きまして、高齢者等への読書推進の取り組みについてでございます。

読書をしているとき、頭は単純に本のストーリーを追っているだけではなく、想像することで、

大脳がそれを実際に経験したかのような働きをされると言われております。読書中の脳をスキャンしたところ、本の中の景色や音、におい、味を想像しただけで、大脳のそれぞれをつかさどる領域が活性化したという結果が出たそうでございます。同じように実験したところ、この現象はテレビやゲームでは起こらないということが判明しております。読書中の想像力が、脳を活性化させるようでございます。オックスフォード大学のジョン・スタイン教授は、読書は脳全体を使う積極的な活動であると指摘しております。読書は高齢者にとってもこのようにうれしい効用があります。高齢化の進む本市にとって、高齢者への多様な憩いの場を提供することは、行政として不可欠と考えております。

その最も基本的なものは自宅での楽しみでございます。私は何人かの高齢者から、「私は本を読むのが好きなのですが、図書館まで行く手段がなくて困ります」というお話を伺いました。本市として、図書館まで移動できない高齢者、交通弱者等に対する読書推進の対策についてお伺いをいたします。

続きまして、移動図書館による市民の教育活動の機会提供についてでございます。

移動図書館は、図書館が望まれている場所や、読書意欲はあるが、事情により図書館を利用できない住民に対して、機動力を生かして図書館サービスを提供するという役割を果たします。東日本大震災後、この移動図書館が別の角度から注目されました。発災後四、五カ月たってから、被災地において、あるN G O機関が移動図書館の活動を始めたところ、被災者でもある利用者の交流の場や情報交換の場、数少ない居場所になっていたことが明らかになり、利用者に憩いの場の提供になっていたということでございます。

そこで、高齢者や交通弱者、また、公共図書館利用に障害のある人たちへ、そして、数多くの市民へ教育活動の機会を提供することができる移動図書館の導入についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、小中学生の荷物負担軽減についてお伺いいたします。

文部科学省は今年の9月6日、都道府県の教育委員会や私立学校事務主管課などに対し、児童生徒が登下校時に持ち運ぶ教科書、教材、学用品の重さや量に配慮するよう促す事務連絡を出しました。これは、公明党が全国3,000人の議員で今年の4月から6月にかけて100万人訪問・調査運動の中で、子どもの荷物の重さを訴える多くの保護者の声を聞き、国と地方のネットワークの力で推進したものでございます。

あるランドセルメーカーが小学生らを対象に行った調査では、1週間のうち最も重い日の荷物重量は平均約4.7キロで、ランドセルの重さを含むと平均約6キロでございます。小学生の約3割がランドセルを背負ったときに痛みを感じているという状況だったそうでございます。

公明党は6月に参議院文教科学委員会で、林芳正文部科学大臣に対し、対応を求めてまいりました。本市の児童生徒の荷物の現状と現在の対応についてお伺いをいたします。

また、今回の事務連絡では、家庭学習で使わない教材を学校に置いて帰る「置き勉」や、学期末における学習用具の計画的な持ち帰りなど、教育現場で実際に行われている工夫例を紹介して、各学校に対し、これらを参考に対策を検討するよう求めておりますが、事務連絡後の具体化した

計画についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 森林環境譲与税（仮称）についての4点のご質問にお答えいたします。

初めに、来年度、本市に譲与される森林環境譲与税（仮称）の金額でございますが、まず、国におきましては、議員ご発言のとおり、平成31年度から平成33年度までの予算規模を各年約200億円と見込んでおまして、その後は段階を踏み、最終的には、国としては15年後としていますが、年約600円規模になると見込んでいるところでございまして、全国の市町村及び都道府県に譲与するものでございます。

市町村及び都道府県に譲与される額の積算根拠は、民有林人工林面積割合が5割、林業就業者数割合が2割、人口割合が3割で、市町村と都道府県の割合は、市町村が9割、都道府県が1割となっておりますが、制度創設当初は市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、経過措置として、市町村が8割、都道府県が2割とされており、本市に譲与される金額は、平成31年度につきましては、現時点では約1,470万円と見込まれているところでございます。

続きまして、森林環境譲与税の使途、使い道でございますが、国では、民有林の森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発など、また、後年度の事業に要する費用に充てるために譲与税を留保し、基金に積み立てることなども示されていることから、本市におきましては、これらに準じた使途とするとともに、市森林整備計画及び森林の実情や課題などを踏まえ、中長期的な視野や環境のもと、より効果的な使途としていく必要があるものと考えているところでございます。

次に、新たな森林経営管理制度の導入の理由とポイントについてのご質問でございますが、まず導入理由といたしまして、国におきましては、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギ、ヒノキなどの人工林が木材利用として可能な時期を迎えようとしており、森林資源を循環的に利用していく本格的時期に入ってきた一方で、森林所有者の森林への関心が薄れ、加えて所有者不明や境界不明確などの課題もあり、適切に管理されない事態が発生していることから、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して管理意欲の低い森林所有者の森林を林業経営者につなぐことで、林業経営の集積・集約を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みを構築することとしてございます。

本制度の主なポイントといたしましては、1つとしては、森林所有者は適切な森林管理を持続的に行わなければならないという責務の明確化、2つとして、森林所有者からの申し出や意向調査により、その森林の経営管理を市町村が有することができることと合わせ、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を委ねることができること、3つとして、森林所有者の全部または一部が不明なものについて、一定の手続により市町村に経営管理を委ねることを可能とすることなどでございます。

次に、導入に向けた本市の取り組み状況につきましては、国の関係法令の整備やこれらに伴う予算の成立が来年3月になる見込みであることから、これらの動向を注視しながら、事業の決定や具体的な使途、使い道などにつきまして、現在、県や林業経営体などの関係機関と協議・調整を進めているところでございます。あわせて、実行に当たっては課題も少なくないことから、適切な事業の遂行ができるよう、組織体制等につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

済みません、訂正いたします。先ほど、最終的には600円ということで答えてしまいましたが、最終的に国では、約15年後には600億円規模になると見込んでいるということで訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 読書の推進についてのうち、初めに読書の推進活動の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

具体的な取り組み内容とその成果についてでございますが、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定によりまして本市教育委員会が策定いたしました常陸太田市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を推進する施策に取り組んでおります。子どもが本を読むということは、子ども一人ひとりにとって魅力的な体験になるとともに、一緒に読書をしたり、読み聞かせなどを体験したりすることを通して、子ども同士や大人とのより深いコミュニケーションを生み、人間関係の基礎を作ることができると言われております。

具体的な取り組みとその成果といたしましては、平成29年度の実績で申し上げますと、小中学校、幼稚園や放課後児童クラブ及び介護施設などへの図書等の団体貸し出し数は1万2,824点でございます。また、学校等の読書感想文課題図書や図書館の事業、行事等の情報を掲載した「図書の宝島」を2回作成し、幼稚園、認定こども園等の幼児全員及び小中学校の児童生徒全員に配布しております。さらに、小中学生を対象として、図書館司書が本を紹介するブックトークを小中学校25クラスで979名に対し実施、小学生の読書感想画展で83名の参加、子ども1日図書館員事業で5名の参加、中学生の職場体験学習事業で30名の参加をいただいております。その他、高校生のインターンシップ学習が2名、ボランティアによる児童へのおはなし会を60回開催、図書館だよりの発行など、多くの事業に取り組んでおります。

小中学校における取り組みと成果といたしましては、中学校は本年度からですが、図書室に司書を配置し、学校図書館の充実を図るとともに、みんなにすすめたい一冊の本推進事業に取り組み、児童生徒の読書活動を推進しております。平成29年度の1年間に50冊以上の本を読んだ小学生が約90%、30冊以上の本を読んだ中学生が約40%であります。また、平成24年度から行っております常陸太田発親子ともみがき活動の5つのキーワードの1つとして、本とともに読む共読を掲げ、家庭での読書活動の推進を呼びかけております。

大人の方を対象とした読書の推進の取り組みと成果といたしましては、ビデオライブラリーに

において157名の参加，読書会や文学散歩の開催で20名の参加，リサイクルブックフェアを7回開催，テーマに沿った展示コーナーを多数設置するなど，いろいろ工夫をしながら読書推進を図っているところでございます。

続きまして，高齢者等への読書の推進の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

初めに，図書館まで移動できない高齢者，交通弱者に対する対策についてでございますが，金砂郷，水府，里美地区にお住まいの方々を中心に，各分室にはない読みたい本などの予約をいただき，各分室に届けるサービスを火曜日と金曜日の週2回行っているところでございます。しかしながら，図書館や各分室までおいでになれないご高齢の方や体の不自由な方々への図書等の貸し出しサービスにつきましては，現在行われていない状況でございます。このような方々にどのようなサービスが提供できるか，県や他市町村の対策等を調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして，移動図書館による市民への教育活動の機会提供についてのご質問にお答えいたします。

移動図書館は，図書館の利用が不便な方々の地域や団地及び学校等を図書専用の車で巡回し，図書の貸し出し等のサービスを提供するものでございます。利用者にとっては交流や情報交換の場及びコミュニケーションの場の役割を担うなど，注目されるサービスであります。本市における移動図書館の導入につきましては，他の自治体等における先進的な事例等を参考といたしまして，利用者数の問題や稼働手法及び費用対効果等を調査するとともに，今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 小中学生の荷物負担軽減についての2点のご質問にお答えいたします。

まず，児童生徒の荷物の現状と現在の対応についてお答えいたします。

登下校時における児童生徒の荷物については，持ち物も多く，かなりの重さとなっていることから，体への健やかな発達への影響が懸念され，ニュースでも取り上げられるなど，全国的な話題となっております。ランドセルと教科書等を含めた荷物の重さについては，全ての小学校を調査したものではありませんが，市内の小学校で確認したところ，低学年で約5キログラム，高学年で約7キログラムでありました。現在の教科書は，学習内容の増加やユニバーサルデザイン等の追求から大判化され，ページ数も増加しているため，重さも増え，登下校時における児童生徒の体への負担は，以前と比べて確実に大きくなっております。

そのため，小中学校においては，児童生徒の発達段階や学習上の必要性に応じて判断し，荷物の軽減化を図っております。例えば，主に小学校低学年では，週の学習予定表などに持ち物を細かく明記し，できるだけ荷物が増えないよう家庭に呼びかけております。また，ほとんどの学校において，教科書など持ってくる物が特定の曜日に片寄らないように時間割を工夫したり，絵の具や習字セットなどの学用品や資料集，地図帳などを学校に置いておくことを許可したりしております。

次に、文部科学省からの児童生徒の携行品に係る配慮についての通知への対策についてお答えいたします。

先ほどご説明しましたように、既に各学校においてさまざまな対応がなされております。市内の中学校の中には、学校に置いていってよいものと持ち帰るべきものを生徒と保護者に改めて文書によって示し、登下校の負担軽減を図っている事例がございます。

教育委員会としましては、市内の小中学校の実態を把握するとともに、このような事例を紹介するなどして、今後も児童生徒の荷物負担軽減について、健康面ばかりでなく、登下校時の安全面の配慮も含め、各学校に助言していきたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

初めに、森林環境譲与税についてでございます。

この森林環境譲与税の先行導入に当たって、平成36年に導入予定の森林環境税でございますけれども、これは国民の負担を伴わないということでございますけど、その仕組みについて少しご説明願えますか。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

国におきましては、現在、東日本大震災を教訓として、各地方公共団体が行う防災施策にかかわる財源確保のため、防災施策対応分として、個人住民税均等割の税率引き上げ、年額1,000円を行っているところでありまして、この防災施策対応分の税が平成35年度で終了となる予定でございます。森林環境税は、平成36年度から、つまり、さきの防災施策対応分の税が終了した次の年から、個人住民税均等割と合わせ、防災施策対応分の税額と同額の年1,000円が賦課・徴収されることになるため、国といたしましては、新たに国民に税負担の増減を生じないとしているところでございます。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。私も失念していたんですけども、現在、均等割の中に防災施策対応分が1,000円入っているということでございますね。今現在、個人住民税の均等割、市民税3,500円、県民税2,500円を納めているところでございますけれども、この両方、各部分に500円ずつ入っているということで理解してよろしいのでしょうか。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 はい。そのように認識をしております。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。済みませんでした。認識不足でございました。

続きまして、使途としての、使い方なんですけれども、先ほど基金という話もありまして、例えば、数年後に地域の木材を使用するという計画で公共の建物を建設するために基金化するとい

うことは可能なんですか。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

国によります譲与税の用途の1つとして木材利用促進がございまして、その例として、木造公共建築物の整備、内装木質化という項目があることから、木材を利用した公共施設の整備に活用していくことは可能であると考えられますが、本制度の趣旨を踏まえた中で、本市としての中長期的な計画を検討し、その上に立った使用が求められるものであると考えています。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) 可能ということであります。使い方は、本来の目的は、民有林の整備や人材育成等に使われなければならないということでありますけれども、現時点で基金化ということも視野に入っているんでしょうか。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 本市といたしましては、ただいま議員ご発言のような基金化も、視野に入れてはどうかということで検討をしているところでございます。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) わかりました。

それでは、新たな森林管理システムについてでございますけれども、ポイントとしまして3点を述べられまして、3点目の所有者不明というのが一番問題になってくるのかなと私自身思っております。森林所有者の不明なものについて、一定の手続によって市町村に経営管理を委ねることができるおっしゃっていましたが、一定の手続というのは、現在、具体的に決まっているのかお聞かせください。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

国で今現在の方針としてある内容といたしましては、経営管理が適切に行われていない森林であることをまず市町村が特定した上で、市町村による所有者の探索、そして、6カ月間の広告期間内に所有者から異議がなければ、都道府県知事による裁定を受けることで森林所有者の同意みなしとし、市町村に経営管理権を設定できるという内容でございます。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。新たな森林管理システムも理解をいたしました。

今回の「森林経営管理法」の新たなシステムを適切に遂行できる組織体制、そういっても、なかなか行政側の職員を増やしていくというのは現状考えられないと思うんですけれども、いかに森林組合や民間企業等と連携できるかが、そしてまた、人材育成を含めてやっていくかがポイントになってくるのかなという思いであります。しっかりその辺を働きかけながら、対策をとっていただきたいと要望いたします。

「森林経営管理法」の新しいシステムの先駆けともいえる百年の森林構想事業を2009年から展開しているのが岡山県北東部の山間地域にある、人口約1,500人の西栗倉村でございます。

同村は面積の95%が森林で、このうち7割がヒノキなどの人工林、所有者が1,300人以上もいたということから、管理がばらばらで、森林の荒廃の原因となっておりました。そこで、私有林の所有者一人ひとりと村が交渉して、一括管理、間伐、作業を機械化するなど、効率化を進めてきたということでございます。

あわせて、村内産の木材を使った商品の開発、販売などを行う西栗倉森の学校をスタートさせております。特に東京や大阪など、1ターンで村内に受け入れた若者たちが間伐材から作る住宅用内装材などの木工品は非常に好評で、人気商品の床材も生まれているということでございます。昨年度の売り上げは3億3,000万円で、雇用も創出しております。こうして村内の木材利用が増えた分、その利益を所有者に還元をしております。

その結果、村が預かる森林は8年間で5倍となって、村の人工林の半分に達しておるということでございます。森林を切り出すだけではなくて、需要を考えてビジネス化をしていった、それが村の活性化につながっているということでございますので、参考にさせていただきながら、今後、しっかり森林環境譲与税の使途を考えていただきたいなと思っております。

続きまして、読書推進についてでございますけれども、ご答弁の中に常陸太田市の読書推進計画がございまして、それをどのような推進体制のもとで行っているのか、そしてまた、進捗状況などをどのように把握しているのかを少しお尋ねしたいと思います。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 常陸太田市子ども読書活動推進計画において、どのような推進体制のもと、進捗状況等について把握しているのかというご質問にお答えをいたします。

現在の常陸太田市子ども読書活動推進計画は、平成30年度から平成34年度までの5カ年計画で策定されたものでございまして、5年に1度見直しを行うこととなっております。本計画の基本方針に掲げております14事業を中心に、市教育委員会が関係各課と連携をするとともに、読書団体や図書館ボランティア等との協力により、各施策に取り組んでいるところでございます。これらの事業につきましては、PDCAを回しながら効果検証を行うとともに、図書館長の諮問機関である常陸太田市立図書館協議会の意見を聞きながら、より効果のある事業となるよう、見直し等を行ってまいります。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。ちょっと私、不勉強でわからなかったんですが、今、常陸太田市図書館協議会とございますけれども、この協議会の動きというか、具体的にどのような動きをされて、どういうスタッフなんでしょうか。ちょっとその辺をご説明願います。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 ただいまの市立図書館協議会の内容についてでございますけれども、まず、定数は10名以内でございまして、任期は2年となっております。委員の構成といたしましては、学校教育、社会教育、家庭教育の関係者及び学識経験者で構成をされておまして、年3回の会議を開いております。計画、それから進行状況の管理、それから実績のチェック、そういったものを実施をしております。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。定員が10名以内ということでもありますけれども、現在10名なんですか。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 はい。定数の10名で構成をされております。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) 現在の協議会のスタッフは10名でやってらっしゃる。8名ではなかったですか。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 10名と認識しておりますけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番(深谷渉議員) 済みません、細かいところ。ちょっと気になったものですから調べたら、予算化されているのは8名だったものですから、ちょっとお聞きしました。8名で足りてやってらっしゃるのか、その辺がちょっと疑問に思ったものですからお聞きいたしました。

この協議会でしっかりPDCAサイクルを回してチェックしながらやってらっしゃるかと思うんですけども、読書活動推進のためには重要なチェックする場所でもありますので、しっかりその機能を働かせていただいて、読書活動の推進をさらに進めていただきたいなと思っております。

読書活動ですけれども、1つとして、その一環でいろんな取り組み方がありまして、私が1点、これはすごいなという取り組みに感じたんですけども、互いに持ち寄った本を紹介し合って、最も読みたいと感じたチャンピオン、「チャンプ本」を投票で決める知的書評合戦「ビブリオバトル」の開催が全国の公立図書館で非常に広がっているんです。ビブリオバトル普及委員会が昨年7月に行った調査では、全国の公立図書館のまだ9%弱でございますけれども、284館で実施されておるところでございます。

ルールは、発表者が5分間で本について語って、聴衆との質疑応答を経て、参加者全員で投票するという手軽さも人気の秘密だということでございます。そしてまた、本の甲子園と銘打って、高校生対象の大会も各地の図書館で開かれて、10代の来館を促す呼び水になっておるということでございます。

読書の推進活動の取り組みに、ビブリオバトルをぜひ取り入れていってはいかがか、ご所見をここでお伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 ただいまのご質問の前に、先ほどの協議会の現在の人数でございますけれども、10名でございます。予算化されている8名というのは、現職の学校の校長の先生がいるということで、そちらの方については報酬はございません。

ただいまのビブリオバトルの取り入れについてのご質問にお答えをいたします。

ビブリオバトルは、書評を媒介としたコミュニケーションの場作りの手法であり、誰でも開催できる本の紹介ゲームであることは承知をしているところでございます。本の紹介は、ブックト

ークや読み聞かせなどさまざまな手法がございますが、議員ご発言のとおり、ビブリオバトルは参加者自身が発表者として本をつなぐ仲立ちになり、聴衆が質問や投票をする仕組みで、参加者に主体的な参加を促す効果が生まれていると言われております。

本市の図書館におきましても、読書離れへの対策としてビブリオバトルによる本を読む行為を間接的に促進させる効果が期待できることから、今後、実施に向けて調査研究してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。非常に有効な1つの推進の一環かなと。やはり高校生なんか、意外と同じ年代の人から勧められると読もうという、そういった傾向が非常にあるということもお聞きしておりますので、ぜひともそういった内容をしっかり検討していただいて、今後、読書推進の活動の一環としていただければなという思いがしております。

最後の小中学生の荷物負担軽減についてでございます。

教育長も情報を聞いているかと思うんですけども、水府の小中学校であります児童は、長い急な坂を後ろに倒れないように、背を丸めながらランドセルを背負って上っております。あの状態を6年間も続けたら体に悪い影響が出てしまわないかという懸念の声が結構出ているということをお聞きしているかと思えます。

教育委員会によって、全小中学校に教科書、副教材、ノートなどを原則として学校に保管するという、いわゆる「置き勉」と言われる通達をきちっと出しているところもあると聞き及んでおります。各学校で対策にばらつきがないように、しっかり助言を今後していただきたいなと思っております。

ちょっと蛇足になりますけれども、私も教科書がどのくらい増えているのかなということで調べましたら、教科書協会というところがあって、ちゃんと統計をとっているんですね。平成14年、16年前のページ数から現在のページ数を比較すると、1.5倍以上になっているということでございます。先ほども答弁あったように、大型化、また、いろんな説明をするのにグラフを入れたり、文字を入れたりするために、ページ数が本当にそれだけ増えていると。あの重い教科書が1.5倍にもなっているということでありますので、ぜひとも何らかの対策を図っていかなくちゃならないなという思いで質問させていただきました。

これで私の一般質問を終わりにいたします。以上でございます。

○成井小太郎議長 次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

今、開催されております臨時国会の冒頭で、安倍首相は、来年10月からの消費税率8%から10%に引き上げを表明し、その後、強行する立場を繰り返し、増税キャンペーンを行っていません。賃金が減っている、年金が減ったのに、医療も介護も負担が重過ぎる、暮らしが大変なときにとんでもない。このような増税中止を求める声、運動が各地で起きております。

消費税はもともと低所得者ほど負担が重い逆進的な税金である上に、今回の増税は軽減税率の

導入など、格差を一層拡大する中身です。政府は既に決めている食料品などの軽減税率導入に加えて、キャッシュレス決済でのポイント還元、マイナンバーカード利用者の買い物時のポイント加算、プレミアム付商品券など、消費税増税に向けた対策をまとめました。消費税を増税しながら、巨額の予算を投じて対策をとるなど、全く筋が通りません。政府は、消費減や中小業者への対策だと言いますが、消費冷え込みの穴埋めにならないどころか、逆に中小業者を苦しめるものばかりです。社会保障などに必要な財源は消費税に頼らず、アメリカの要請に応えた大軍拡や大型開発中心の予算にメスを入れて、大企業や高額所得者の応分な負担で確保すべきで、消費税増税はもう中止すべきです。

私は、新年度の予算編成に当たって要望書を大久保市長に手渡ししながら、若干懇談をさせていただきました。市民の要望、願いを届け、新年度予算は暮らし、福祉を最優先に、地方自治体の役割である福祉と暮らしの増進のためにより一層お力を尽くされるように強く改めて要望いたします。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第二原発の再稼働問題について伺います。

11月7日、原子力規制委員会は運転開始から40年を迎える東海第二原発について、最長20年の運転期間の延長を認可しました。運転開始から40年になる先月11月27日までに延長の認可が出なければ、廃炉になったわけです。規制委員会はそれに間に合わせるかのように、新規基準で求められているケーブル——電線の集合体ですけれども、この何年かも一部にとどまる対策でよしとするなど、審査を急ぎました。

40年もたつ老朽原発では、原子炉などの劣化は避けられず、危険は一層高まります。だからこそ、40年を超える運転については、規制委員会が認めれば1回に限り、最長20年としたものの、これは例外中の例外としたはずでした。

ところがどうでしょう。規制委員会は関西電力高浜1、2号機、美浜3号機の3基の40年を超える原発の再稼働を次々と認め、今回の東海第二原発を認可したことで、延長の申請が出された老朽原発の運転を100%認めたこととなります。延長ありきの規制委員会の姿勢、これは重大な問題だと思います。

しかも、東海第二原発は、東日本大震災の被災原発であります。原子炉が福島第一原発と同じ沸騰水型という点も強く懸念されます。東海第二原発の周囲で避難計画の策定を義務付けられた30キロ圏内の14市町村には、約96万人が暮らしているわけです。日本原電は、立地する茨城県と東海村のほか水戸市を含む5市と再稼働についての実質的な事前了解を認める協定を3月に結びました。その1つ、那珂市の海野徹市長は、再稼働に反対だと、市民の願いに応えますと、このことを強く表明いたしました。

東海第二原発の再稼働問題について、3点伺いたいと思います。

原子力規制委員会から最長20年運転延長が認可された11月7日、原電の和智副社長が「協定には拒否権という言葉はない」と、自治体が再稼働の拒否ができないかのように発言をいたしました。11月9日に事前了解権を持つ6市村の首長さんがお集まりになりまして、原電に謝罪

と撤回を求め、6市村のうち1つの自治体でも了解できなければ再稼働はできないとの認識で一致いたしました。そして、24日、原電は謝罪と発言撤回を表明いたしました。6市村の拒否権には言及せず、6市村の首長さんたちは不信感をあらわにした。海野那珂市長も、これは問題がかみ合わないと言ったとの報道もありました。これらにつきましては市長からご説明いただきたいと思っております。

そして、①点目ですが、原子力所在地域首長懇談会の協議事項の内容について伺います。

また、2点目に、新安全協定について伺いたいと思っております。

9月議会において市長は、市民がどのように認識し、どのような意見を持っているのかを把握するために、技術的な学識経験者等は含めずに、広く市民から意見を聞く場を設ける考えでいる、早急に要綱の制定、委員の選出等を行っていく旨の答弁を私の質問でされました。

そこで3点目、幅広い市民の意見を聞く方法、また、計画について伺います。

次に、広域避難についてです。

私は今まで広域避難について、30キロ圏内に約96万人が住み、原発周辺には全国一人口が密集していること、複合災害への対応の問題で、地震や津波等により予定する避難所や道路が使用できない場合も。また、2次避難先や代替経路の確保の問題、そして、病院や福祉施設の入院・入所者、在宅高齢者、障害のある方など、要支援者の避難体制、マイカーで避難できない市民の移動手段、スクリーニングの場所、必要機材、要員の確保など、このような課題が山積しており、実効性のある避難計画は作ることはもう困難であると主張してまいりました。

そこで①点、避難は不可能と私は認識しておりますが、行政としての認識を伺います。

1月に策定されました常陸太田市原子力災害広域避難計画では市民の避難所が示されております。大変細かく示されておりますけれども、そこで2点目に、避難所となる場所の1人当たりの面積など、主な内容について伺います。これについては私もある程度調査しておりますので、確認のため、主な内容のみ伺いたいと思っております。

今年9月に予定していた県とバス協会との避難協力協定の締結が先送りとなっております。私も日本共産党の茨城県議団が11月6日、東海第二原発の広域避難計画をめぐる問題で茨城県バス協会の担当者と懇談を行いました。この懇談で担当者は、原発事故が起きた際、放射能が放出された時点でバスは出せないとの認識を示して、県にも伝えていたことが明らかになりました。避難計画は、原発の過酷事故を想定していますが、避難する際のバス移動が保障されず、避難計画の前提が崩れた格好となっております。

茨城県は原発事故が起きた際、協会に加盟する事業者の了解を得た上で、約3,000台のバスと運転士の提供を要請するとしておりますけれども、担当者は、何台出せるかは要請された時点でないとわからないが、3,000台もの提供は不可能だと話した上で、住民の移動や避難には協力するけれども、放射能が出た場合の対応は民間会社では責任がとれないと、このことについては崩せない、重ねて強調をしたということでもあります。

県の原子力安全対策課は、バスや運転士の提供をめぐって協会の認識を認めながらも、放射能は放出されても汚染されていない区域もある、線量が高いところは難しいが、その辺の区域では

お願いできると考えていると、こういうことを県が述べているわけです。

そこで3点目ですけれども、常陸太田市でも病院あるいは学校へバスを向けるということで避難計画の中にも盛り込まれておりますけれども、バスの確保等についてどこまで把握しているのかお伺いをいたします。

2番目に、国民健康保険税の引き下げについて質問します。

これまでも訴えてきましたけれども、高過ぎる国民保険税・料が全国各地で住民の生活を苦しめております。負担能力を超える保険料を払い切れず、保険証を取り上げられる人たちが後を絶ちません。無保険で受診が後れ、命を落とすケースも全国的に少なくありません。誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の根幹を揺るがす事態です。こういう状態を調査しながら、日本共産党は11月1日、国保の危機を打開し、公的医療保険として立て直すための提案を発表いたしました。思い切って公費を投入して、国保料・税を抜本的に引き下げることなどが柱となっております。この提案の大きな特徴ですけれども、異常に高い国保料を中小企業の労働者が加入する協会けんぽの保険料並みに引き下げることを出したことです。国保加入者1人当たりの平均保険料は、協会けんぽの1.3倍です。大企業労働者が入る組合健保の1.7倍にもなっています。この格差をなくして、全国的に大幅に引き下げようというのが提案の眼目です。

国民の4人に1人が加入し、公的医療保険として重要な役割を担っている国保が他の医療保険と比べて不公平な状態に置かれ、住民に重い負担を強いていることは、制度のあり方として大問題です。その解決を図ることは政治の責任だと思っております。

国保加入者は、以前のような農林漁業者や自営業者が激減し、無職や無職の中には年金受給者も入っておりますが、無職や非正規雇用が8割近くに達するなど、低所得傾向が進みました。国の責任交代とともに、加入者の貧困化の進行によって引き起こされた国保の構造的危機を打開するには、国庫負担を増やす以外には道はありません。私もこのことは常に述べてまいりました。大きな利益を上げている大企業や富裕層に応分の負担を求めれば財源が十分確保できることです。政治がその気にさえなれば実現可能です。

国保税をけんぽ並みに下げる上で不可欠なのは、均等割など国保にしかない仕組みの廃止だと思います。均等割は世帯人数が増えるごとに負担が増えるため、子どもの多い世帯などを直撃して、子育て支援に逆行すると批判されております。このような人頭税のようなやり方は時代錯誤だと思います。公費を1兆円投入すれば均等割などをやめることができるわけです。所得に応じた保険料負担を実現する改革が急がれております。そして、この国保税・料の引き下げは、社会の公平公正を確保する上でも緊急の課題だと思います。

そこで4点、高過ぎる国民健康保険税の引き下げについて伺いたいと思います。

まず1点目は、来年、2019年度の保険税についてです。

国保の都道府県化がスタートして来年は2年目になるわけですけれども、国の都道府県化の最大の狙い、これは市町村が一般会計から国保会計に繰り入れている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。「国保法」第5章では、国保事業に必要な経費、必要な費用負担として、国及び都道府県、市町村の義務的負担と合わせて、予算の範囲

内で国，都道府県，市町村が補助や貸し付けができるとしております。一般会計からの法定外繰り入れは必要であります。可能です。一般会計から繰り入れを行い，国保税を引き下げることが，市民の，住民の健康と暮らしを守る上でも重要だと思っておりますけれども，②点目として，一般会計からの繰り入れについての見解を伺います。

現行の国保制度には，災害などで所得が激減した人の保険料を一時的，臨時的に免除する仕組みはありますけれども，常設の免除制度はありません。一時的に困った人は助けるけれども，ずっと困っている人は助けないと，こういう矛盾した制度になっております。所得が大幅に減ったとき，市独自で減免を行う制度にしてほしいという要求や，また，低所得者には一定の減額はあまるものの，子どもの数が多いほど，先ほど申し上げましたけれども，多いほど国保税は引き上がる均等割には，まるで人頭税，子育て支援に逆行しているという批判の声が上がっており，全国知事会など，地方団体からも均等割見直しの要求が出されております。

そこで③として，本市の1人当たり1万7,000円の均等割の減免，独自減免についての見解を伺います。

協会けんぽ並みの保険料に引き下げのために，公費1兆円の負担増を求めているのは全国知事会です。2014年には政府与党に要請しております。立場の違いを超えた，この切実なご要望，願いは，私は知事会のこの要請には大賛成です。

そこで，④点目として，全国知事会が公費1兆円，協会けんぽ並みという基準と水準を示したことへの見解を伺います。

3番目に，いじめ問題，不登校対策について伺います。

11月11日付の茨城新聞ですけれども，ここには「茨城県内最多2万件 いじめ，軽微も認定 線引きに課題も」と，このようなタイトルで，いじめへの対処と防止策，現場の判断について，県教育委員会の取り組み，見解を紹介した内容や現場の判断についての記事が載りましたので，今回，このいじめ問題，不登校対策についてを取り上げました。

1点目として，小中学校のいじめ問題について伺います。

全国で学校がブラック職場になっていると，教職員の長時間労働が大問題になっております。文科省の2016年の教員勤務実態調査によりますと，月曜から金曜日まで，1日平均12時間近く働き，土日も働いております。当時の松野文科省大臣も，看過できない深刻な事態だと，このことについては認めております。

いじめの解決に取り組むために，教員の多忙化の解消，35人学級の実現，養護教諭，カウンセラーの増員，いじめ問題の研修など，条件整備を進めることも必要です。教師の皆さんたちは一人ひとりの子どもに気を配り，寄り添っていきたくとも，その思いや力が十分発揮できる環境にないと私は思います。多忙化の問題です。多過ぎる業務を整理して，いじめに向き合う条件を作ることやいじめ問題の独自研修も保障する必要があると思っておりますが，3点伺いたいと思います。

①いじめの実態についてです。

②学校の対応について伺います。

そして、③いじめの問題の研修など、条件整備と対応について伺います。

(2) 小中学校の不登校対策について質問をいたします。

この問題も、11月16日付の茨城新聞の記事ですけれども、どちらもこれは一面に大きく載っていましたが、**「小中不登校、茨城県3,411人 昨年度 6年連続で増加」**というタイトルです。茨城県内の国公立小中学校で2017年度に不登校だった児童生徒は、前年度比で158人増の3,411人と、6年連続で増加したことが県教委のまとめでわかったということです。小学校は2年連続、中学校は5年連続で増えた。不登校の原因は、友人関係や家庭への不安、無気力などが多数を占めた。増加傾向について県教委が、学校復帰という結果のみを目標にせず、将来の社会的自立の視点に立ち、子どもたちの個々の状況に応じた働きかけを行っているという記事で、実態について詳しく掲載されておりました。

文部科学省は2016年の9月14日付で、「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知を出しております。この通知によりますと、従来の不登校に対する捉え方を大きく転換させました。それは、不登校を問題行動扱いしてはならないという点にあります。従来は不登校を問題行動として捉えていましたが、そこを大転換させた通知の内容となっております。不登校を問題行動としないとしたことが私は非常に大事なことだと思っております。不登校についての認識が変われば、当然、支援のあり方や対応が変わります。

文科省の通知では、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つとして、児童生徒が学校を休むことについての意義を認めて、支援の目的についても、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなくと指摘しております。今求められることは、こうした文科省の通知を受けて、そこに示された新しい不登校の捉え方、あるいは支援の新しい視点を不登校児童生徒への支援のあり方全ての場面に貫いて具体化することだと思います。

そこで、2点お伺いいたします。

本市の不登校の実態について、そして②点目として、教育支援センターなど、不登校対策についてお伺いをいたします。

4番目に、新1年生のランドセルプレゼント無償配布について質問いたします。

私は今年の6月議会において、ランドセルの無償配布について取り上げました。昨日は同僚議員が子どもの貧困問題を質問されましたが、子どもの6人に1人が貧困になっている中、支援策が求められております。そこで、小学校に入学する子どもさん一人ひとりが同じスタートラインに立つことのできる環境、子どもたちが差別感を持たず学校に通える環境を作ることが大切であること、また、子どもたちの健やかな成長を支援するために入学記念のお祝いとして実施している、近辺ではですけれども、日立市、北茨城市、高萩市など、他市の取り組みや保護者などの声を紹介しながら、小学校新1年生のランドセルの無償配布を求めました。

このときの部長答弁では、既に実施している県内の市町村や近隣市町村の実例調査、及び学校や保護者の皆様の意見などを参酌しながら調査し、今後の研究課題とするという答弁をいただきました。

そこで、新1年生へのランドセルプレゼントについて、2点お伺いをいたします。

①点目でありますけれども、実例調査及び学校、保護者の意見など、調査結果について伺います。

②点目、改めて、新1年生へのランドセルプレゼントを求めますけれども、ご所見を伺います。最後に5番目ですが、市独自の給付制奨学金の創設について伺います。

今年4月から、国の給付制奨学金制度が開始しました。進学先や下宿の有無に応じて、月額2万円から4万円を給付するもので、成績優秀者、住民税非課税世帯などの要件があります。対象者は全国で、1学年当たり限定2万人となっております。

貧困と格差が広がり、家計収入が減少する中で、学生や保護者の負担も限界を超え、進学を断念する人も少なくありません。ようやく入学しても、在学中は多くの学生がアルバイトに追われて、今や学生の2人に1人が奨学金を借りなければならないのが現実となっております。異常な高学費、強引な返済計画に多額の延滞金、奨学金制度が教育ローン化する中、返済できず自己破産する人も急増しております。2016年度の調査では3,451人と、過去最多と報告をされております。

給付制奨学金は、圧倒的多数の学生の切実な要求であるということは明らかだと思います。子どもが将来に希望が持てるようにするためにも、貧困の連鎖と呼ばれるものを防ぐためにも、教育は重要です。意欲と能力のある学生たちが、経済状況にかかわらず就学の機会を得られるようにする、これは国の子どもの貧困対策大綱にも掲げられております。しかし、国はまだそこまで行っておりませんけれども。

私は今まで何度も市独自の給付制奨学金制度の創設を求めてきました。本市のふるさと定住奨学金返還助成事業があるからといった理由などで今後の研究課題となっておりますけれども、1点目として、市独自の給付制奨学金の創設についての見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、原子力所在地首長懇談会の協議事項の内容についてであります。今年度はこれまでに2回開催をしております。日本原電側から、原子力規制委員会による一連の審査が終了した旨の報告を受けたほか、6市村間で協定書の解釈や今後の対応について話し合いを行ってまいりました。その中で、協定書における実質的事前了解権につきましては、1市村でも了解しなければ先には進めないということ、再稼働の表明のないまま、なし崩し的に工事を着工することは認められないということにつきまして、6市村で共通認識を図ってきたところであります。また、再稼働をいつ表明するのかについて日本原電側に質問しておりますが、これまでに明確な回答を得ることはできていない状況にあります。

2点目の新安全協定につきましてですが、先ほども申し上げましたが、原子力所在地首長懇談会において話し合いまして、1市村でも了解に至らなければ先には進めないということで6市村

で考え方を共有したところでありまして、1市村でも了解しなければ再稼働はできないものと認識をしているところです。

3点目の幅広い市民の意見を聞く方法、計画についてであります。市民懇談会の形式で、教育、福祉、産業などの各分野から20名を選出いたしまして、直接意見を聞く会を実施することを予定しております。開催する時期につきましては、日本原電側から再稼働の意思表示が示されてからということになりますが、現時点ではいつ開催するか未定であります。また、公平な立場で率直な意見を聞くことができますように、選出をした委員につきましては氏名を非公表とし、会議につきましても非公開で開催することとしており、会議の結果につきましては、市のホームページなどで公表することで考えております。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問で、広域避難についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに、避難は不可能と認識しているが、行政としての認識についてのご質問にお答えいたします。

原子力施設がある以上、市民の安全と安心を守るために広域避難計画を策定し、その計画をより実効性あるものとするのは行政の責務であると認識をいたしてございます。本市では本年1月に広域避難計画を策定いたしましたが、冬季の雪道の移動や避難に支援を必要とする市民への対応など、課題が多いことも認識いたしているところでございます。そのため、住民説明会で出されたご意見を初め、内閣府や他の自治体の状況なども含めまして、課題を抽出しながら、現在、実施計画をまとめているところでありまして、より実効性のある広域避難計画にしていくことができますよう努めているところでございます。

なお、実施計画が策定されました後におきましても、国や県との情報交換、協議、調整を進めながら、内容の見直しの必要が生じた際には随時改定を行い、より実効性のある計画とすることで、市民の安全と安心の確保が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、避難先の1人当たりの面積など、具体的な内容についてのご質問にお答えいたします。

広域避難計画の策定に際しまして、昨年、大子町及び福島県内の20市町村と原子力災害時における常陸太田市民の県外広域避難に関する協定を締結いたしまして、21市町村の公立の体育館や公民館及び小中学校、高校の体育館など、合計192カ所を避難所に指定をさせていただきました。協定書におきましては、避難所の開設に当たって、事故発生直後は本市は避難者の送り出しに専念することから、受け入れ先の自治体が避難所の開設と避難者の受け入れを行うこととし、できるだけ早期に本市に運営を移管することとなっております。受け入れ期間につきましては、原則1カ月以内となっておりますが、災害の状況や避難者の収容状況等を踏まえ、期間の見直しが必要になった際には、協議によりまして変更することも可能となっております。

避難所の環境面ですが、ご質問にもございました、避難所の1人当たりの面積につきましては、

当市の地域防災計画では、施設収容人数を1人当たり2平米で算出しているところですが、今回は福島県原子力災害広域避難計画に基づきまして、太子町も含めまして、1人当たり3平米と広目に算出をしております。

また、物資の調達につきましては、本市の備蓄品も含めまして、茨城県の協力のもとに確保することとなりますが、不足する場合には避難先自治体へ対応または提供を申し入れることができることとなっており、避難所ではなるべく良好な環境のもとで避難生活が送れますよう配慮しているところがございます。

3点目の、バス協会は県に、放射線がある状況下では運転手に業務命令はできないと答えているが、バスの確保等について市はどこまで把握しているのかとのご質問にお答えをいたします。

原子力災害時の広域避難の際には、延べ約3,000台のバスが必要となると推計をされておまして、そのバスの運転手の確保につきましては、県が要請基準や業務内容等につきまして茨城県バス協会と協議、調整を進めているところがございます。

ご質問にありました、放射線がある状況下では運転手に業務命令を出せないと答えていることにつきましては、県に確認をいたしましたところ、茨城県バス協会との間で、被曝線量の予測結果が1ミリシーベルトを下回る場合に協力を要請するというを前提に、連絡体制の整備などの協議をしているとのことでした。また、こうした状況につきましては、県や関係市町村による広域避難に関する会議等で県から随時説明を受けているところがございます。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 国民健康保険税の引き下げについてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の2019年度の保険税についてでございますが、国民健康保険制度につきましては、今年度から制度改正により、県が財政運営の主体となりましたことから、年度当初に示されます納付金を納付することで医療の給付に係る費用の一括交付による財源が得られるため、療養費の支払いの面では改善が図られております。しかしながら、県内におきましては、納付金の財源を確保していくため、県から示されました標準保険料率を参考として、税率改正を実施した自治体もございました。

当市におきましては、合併後の平成18年度に税率の統一は行ったものの、税率改正につきましては平成16年度から行っていない状況でございます。

このような中、本市の国民健康保険税の状況につきましては、被保険者の減少等により年々減少しており、平成30年度の本算定時と平成29年度の本算定時を比較しますと、約3,000万円の減少となっております。一方、医療費につきましては年々増加しており、平成28年度と平成29年度の決算により1人当たりの医療費を比較しますと、年額で1万2,066円の増額となっている状況でございますが、2019年度の国保税につきましては、現行の税率により運用してまいりたいと存じます。

次に2点目の一般会計からの繰り入れについてでございますが、一般会計繰入金につきまして

は、法定外繰入金の一部につきましては、県国民健康保険運営方針におきまして、今後、削減・解消すべきものとされておりますが、国保の安定運営のため、適正な繰り入れに努めてまいります。

続きまして、3点目の均等割の減免、独自減免についての質問にお答えいたします。

まず、均等割の減免につきましては、子どもの均等割の減免を実施することは子育て支援策として効果はあるものという考えもございますが、減免を行うことにより、その補填をどのようにするかという財源の問題も生じてまいります。このようなことから、子どもに限らず、均等割の減免につきましては現行制度により行ってまいりたいと存じます。

次に、独自減免につきましては、国民健康保険税条例において、災害等により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者及び当該年中の所得が皆無となった者又はこれに準ずると認められる者に対して減免または免除を行っております。その対象となる減免理由につきましては、震災・風水害等により生活の基盤となる家屋に被害をこうむった場合、会社倒産・廃業等により失業した場合、疾病又は負傷により就労不可能になった場合、刑務所等に収監されていた場合、その他市長が特に必要と認める者となっております。この規定に基づきまして対応してまいりたいと存じます。

次に4点目の、全国知事会が公費1兆円、協会けんぽ並みという基準と水準を示したことへの見解についてでございますが、この全国知事会のコメントにつきましては、平成27年に行われました医療保険制度改革に向けまして、医療保険制度の中におけます各保険料の平準化と国の責任において国保の安定した財政基盤の確立を求めたものと認識をしているところでございます。国保の財政基盤強化のためには国からの財政支援は当然必要なものと考えておりまして、その中におきましては、平成27年度より国からの国保への財政支援拡充がされているところもございしますので、今後におきましても、国の財政支援の動向につきまして注視をしてまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 いじめ問題、不登校対策についてお答えいたします。

初めに、小中学校のいじめ問題についての3点のご質問についてお答えいたします。

まず、いじめの実態ですが、文部科学省の問題行動等の調査で上がってきた平成29年度市内の小中学校でのいじめを認知した件数は788件であります。この認知件数は、文部科学省がいじめを積極的に認知する姿勢を打ち出して調査をした結果であります。

788件の内訳は、小学校が612件、中学校が176件となっております。いじめの態様としては、冷やかしかからかい、軽くぶつかられたりすることなどが全体の約80%となっております。また、本市としては、全体からすれば5件と少ない数ではあります。SNSやインターネットでのトラブルが課題となってきております。

次に、学校の対応でございますが、子どもが発する危険信号を見逃さないよう、いじめの早期発見のために定期的な生活アンケートを実施したり、計画的に教育相談を行ったりして、児童生

徒から情報を得ておるところです。さらに、授業中や休み時間等の様子を小まめに観察し、放課後の連絡会等で情報の共有を図り、組織で対応しております。特に、いじめの疑いがあった場合には、速やかに管理職等に報告するとともに、学校長のリーダーシップのもと、関係職員を中心に迅速にケース会議を開き、事実の確認や関係児童生徒及び保護者への対応等、慎重かつ丁寧に行っております。また、学校で認知したいじめの事案においてより慎重に対応すべきものについては、教育委員会と学校が連絡を密にし、より適切な対応がとれるようにしているところです。また、県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市独自で配置しているスクールカウンセラーと連携し、専門的な立場からアドバイスをいただけるよう条件整備をしております。

次に、いじめ問題の研修等についてでございますが、教育委員会では、各学校の生徒指導担当教諭による生徒指導連絡協議会を毎月開催し、いじめの捉え方や未然防止、早期発見、早期対応等についての研修を積極的に行っております。また、児童相談所や警察、子ども福祉課等関係機関からの出席をいただき、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ問題に対する対応やいじめの未然防止に対する取り組みについて、専門的な立場からご意見をいただく機会を設けております。さらに、夏季休業中には、各小中学校の代表児童生徒による明るい学校づくり研修会を実施しております。そこでは、児童生徒が自分たちでできるいじめの未然防止について話し合い、考えを深め、各学校で実践するようにしております。

近年の課題となっているSNSやインターネットでのトラブルの多くについては、発見することが難しい現状であります。教育委員会としましては、夏季休業中に教職員を対象に、専門家を招いてSNS等の危険性について研修会を実施したり、保護者に対しては、家庭内でのルール作りを行うよう周知・啓発をしているところでございます。

いじめは、どの児童生徒にでも、どの学校でも起こり得るという認識のもと、いじめは絶対に許されないという強い思いで対応しなければならないことを強調し、いずれにしましても、今後とも教員が1人で抱え込むことなく、全職員による協同体制のもと、子ども一人ひとりを多くの温かな目で見守っていけるような学校作りに一層努めてまいります。

次に、小中学校の不登校対策についての2点についてお答えいたします。

まず、不登校の実態でございますが、いわゆる病欠以外で年間30日以上欠席した場合を不登校児童生徒としております。本市での該当者は、昨年度は小学生5名、中学生27名でした。

各学校においては、まずは不登校の児童生徒を出さないという姿勢で教育活動を進めており、児童生徒の不安や課題を早期に発見し、それらを解消できるよう対応しているところです。欠席が続いたときは家庭訪問を実施するなど、本人の様子を確認はもちろん、保護者から情報を収集するなど状況把握に努め、関係機関と連携を図りながら、慎重かつ丁寧に対応しております。

次に、教育支援センターとしての機能を有するかわせみくらぶについてお答えいたします。かわせみくらぶは、現在、小学生1名、中学生8名、合わせて9名が通級しており、教育相談を行うとともに、仲間との触れ合いの場を提供し、児童生徒の集団生活への適応に向けてサポートをしているところでございます。また、かわせみくらぶでは、指導員のもと個別に教科指導を行っ

たり、さまざまな体験活動による集団活動を経験したりして、学校生活への復帰を目指しております。

今後とも市教育委員会としましては、児童生徒が夢を持って頼もしく成長できるよう、心の教育を基盤とした教育活動を推進していくとともに、人権教育のさらなる充実が図られるよう、各学校へ指導・助言してまいります。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 新1年生のランドセルプレゼントについてのご質問にお答えいたします。

初めに、事例調査及び学校保護者への意見など調査結果についてでございますが、事例調査につきましては、無償配布を既に行っている日立市を初め、県内で実施されている自治体でのランドセルの単価や形状、色の選択の有無などの詳細について確認を行ってきたところでございます。

まず、どのようなランドセルを無償配布しているかでございますが、北茨城市や高萩市では、学習院型と言われる一般的ななかぶせ型のものでございます。色につきましては、両市とも男子児童は黒を、女子児童は赤を、それぞれ入学時に配布しているとのことでございます。また、無償配布を実施してから40年以上経過しているという日立市や土浦市では、ファスナー式薄型ランドセルやなかぶせ型ランドセルなど、市独自の形態のものを贈呈しているということでございます。色につきましては、両市とも赤と黒があり、日立市につきましては男女の区別なく、欲しい色の選択が可能であるとのことでございます。

その他、価格につきましては、学習院型と言われる一般的ななかぶせ型のものにつきましては、税込み価格でございますが、高萩市では1万7,000円、北茨城市では1万9,980円でございます。その他には、使用中の破損などに対して無償保証を6年間保証している市や1年間のみといった対応をしているところもあるなど、自治体によりさまざまな状況でございます。

保護者の意見調査につきましては、今後、対象児童となる保護者を中心にアンケート調査を行い、保護者の意見を把握してまいりたいと考えております。

続きまして、新1年生へのランドセルプレゼントについてのご質問にお答えをいたします。

ランドセルは、児童やその家族が義務教育のスタートとなる小学校入学の象徴とも言えるものでございます。ランドセルの無償配布は子育て世帯への経済支援につながることや全児童が同じ形状のランドセルを利用するという心理的な安心感が得られるという効果などがあります。一方、既に無償配布を行っている自治体の中には、デザインの画一性に対する抵抗感や気に入ったものを買えなかったという課題もございますことから、本事業のメリットとデメリットをしっかりと把握する必要があるものと考えております。

これらを踏まえまして、事業導入の方向を検討していきたいと考えております。

続きまして、市独自の給付型奨学金の創設についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本市が行っている奨学資金制度につきましては、経済的な理由により就学が困難な高校生や大学生等に対し、教育を受ける機会均等を図るとともに、有為な人材の育成を図るため、奨学資金の貸与型で実施をしております。この制度は、優良な生徒や学生が卒業後に職を得て、社

会貢献を果たしながら、自分で借りた奨学資金を責任を持って返済していくというものであるとの考えに立っているものでございます。

ご質問にございました給付制奨学資金についてでございますけれども、議員ご発言のとおりでございます日本学生支援機構が国費を財源として意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない奨学資金を支給することにより進学を後押しする給付奨学資金制度を創設し、運用をしております。また、一部の民間団体等におきましても同様に創設されておりますことから、本市独自の給付制奨学資金の創設につきましては、国や県、市町村及び民間団体が行う制度の趣旨等を鑑みながら、引き続き研究課題としてまいりたいと考えております。

一方、本市では、市の奨学資金を受けて大学等へ進学し、卒業後、本市に居住・就職をされた方を対象に、奨学資金の返還金の全額または半額を助成する奨学資金の返還金助成制度を新たに創設し、平成28年度から開始したところでございます。この制度のPRにつきましては、市ホームページや広報お知らせ版への掲載のほか、奨学資金を貸与中の方または返還中の方に案内チラシを送付し、本制度の周知を図ってきたところでございます。

市教育委員会では、これら制度の認知度等につきまして、本年1月に市内に通う中学生及び高校生の保護者を対象としてアンケート調査を行ったところでございます。その結果でございますが、貸与型奨学資金制度の認知率が約42%、奨学資金返還金助成制度の認知率が約18%と低い状況であるため、本制度の認知度を上げる取り組みが必要であると考え、本年度から大学や高等学校、中学校を通して生徒や学生及び保護者の方々へ案内チラシを配布し、周知・啓発に努めております。

本市の奨学資金制度につきましては、貸与利息が無利子であること、卒業後1年間の返還猶予期間があること、返還期間が長期であること、その他、返還猶予や返還免除の規定もあり、利用者にとっては利便性の高い制度になっております。したがって、アンケートの結果を踏まえ、本市が行っている現行の奨学資金制度の優位性について、より一層のPRを図ってまいります。さらに、現在本市で行われております各種事業等により、今後、居住や雇用の場の確保が期待されますことから、貸与型奨学資金制度及び奨学資金返還金助成制度の利用促進と、経済的理由により就学機会が損なわれないよう、就学支援を行ってまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 東海第二原発再稼働問題について、市長にさらにお伺いしたいと思います。先ほど、11月7日に原電の再稼働延長の認可を規制委員会がしたと申し上げましたが、その日にちょうど原電の和智副社長が、拒否権はないと、書いていないと、そういうことを言いました。6市村では、きちんと事前了解権があると、1市でも反対すれば再稼働についての先はないということで認識されております。

私はたまたま、和智副社長がテレビでそのニュースで見ました。そのとき、わかっていながらなぜあのようなことを言うのかと、しばらく考えていたんですが、私はこういうふうな考えに至

ったんです。それがどうかはわかりませんが、11月7日に認可されたときにそういうことを述べるということは、これまで首長会議の中で紳士的な対応をしてきたのに、認可されれば紳士的な態度から本当に牙をむいた、企業の傲慢さというのがかいま見えました。声だけとか新聞の記事ではわかりませんが、やっぱりテレビに和智副社長が出たときに、本当に腹立たしく思いました。

その後、懇談会では和智副社長に謝罪を求めましたけれども、その謝罪を求めた際、24日ですね、そのときに大久保市長も出ていまして、それぞれの首長さんが答弁されておられて、安全確保の意識の面で原電への不信感を持っていると。これは大久保市長の意見です。高橋水戸市長は、原電という会社に原発を運転させていいのか、非常に心配していると言われておりますけれども、余りにもそういうような傲慢な態度、私は許せないと思いました。

今後、ぜひ大久保市長には、先ほどもありましたけど、まず市民の声をよく伺うと。そういう中で、やっぱり市民の安全を最優先にして再稼働問題については判断していきたいということでありますので、ぜひそういう立場で判断をお願いしたいと。

12月議会で石岡市の今泉市長が我が党の議員の質問に対して、私は再稼働にはきっぱり反対しますと明言されております。今泉市長で44首長の中では石岡の市長が12番目だと思いますけれども、こういった発言をされているということは非常に心強いと思う限りですけれども、市長がそういうリアルな場を体験してきた中で、お考えをもう一度伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、原電側から再稼働の意思等々が示された時点で判断をしております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) ありがとうございます。

国民健康保険税の引き下げの問題で、資産割についてですけれども、今、県内でも資産割はなくして3方式にしているところがどんどん増えています。なくしたところの住民が、何で資産割が、家や土地が風邪を引くのか、病気になるのかと、こんなことを言っていました。今、常陸太田は4方式ですけれども、ぜひ資産割のあり方、どうするのか、これも検討課題で、なくす方向で考えていただきたいと思っておりますけれども、これについてはどのような話し合いで進んでいるのか伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 ただいまの資産割の質問でございますけれども、こちらにつきましては、現在の県の納付金、それから国保税の状況、それから給付費の状況、それから一般会計等からの繰り入れの状況、さらには、国・県の公費の支援の動向、そして、県内の他市町村の算定方式、こちらを総合的に見た中で、今後判断をしてみたいということで考えております。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番(宇野隆子議員) いじめの問題、不登校対策についてですけれども、先ほどのご答弁の中で、子どものサインを見落とさず、しっかり向き合って、時間をとって当たっていくという

ことで、チームを組んで対応しているということで、今後ともよろしく申し上げます。ただ、いろんな業務が増えていますから、きちんと向き合う時間のためには業務の整理も必要だと思いますので、その辺もあわせて、今後、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、じょうづるさんの給付型の奨学金制度ですけれども、これについては、地元に住んで地元で就職しないと給付型200万、100%にならないわけですね。地元に住んでいることが基準になりますけど、ひたちなかと水戸に勤めたよといった方は半額ということであります。今回……

○成井小太郎議長 制限時間が来ましたので、終了してください。

○18番（宇野隆子議員） はい。11月の報告と教育委員会から出ていますけれども、ここにもありますが、なかなか地元で就職といっても、これは難しくて……

○成井小太郎議長 持ち時間は終了いたしました。

○18番（宇野隆子議員） ですから、そういう面では枠をぜひ外して、もう少し拡充をしてほしいと。済みません。

○成井小太郎議長 持ち時間は終了いたしましたので、終了してください。

○18番（宇野隆子議員） それについてはぜひ検討をお願いいたしまして、また後日、機会を設けて伺いたいと思います。

大変オーバーいたしまして失礼いたしました。ありがとうございます。

○成井小太郎議長 以上で一般質問を終結いたします。

本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分散会